

212 企画庁調査官小金義照中央大学講師受諾許可の件に付指

令 [昭和十二年五月]

(注記1)

閣第四一〇号	起	昭和十二年五月二十一日	裁可	昭和	年	月	日	施
案			決定	昭和	年	月	日	行
								昭和十二年五月二十二日

内閣総理大臣 花押 (林) 内閣書記官長 (大橋) 内閣書記官 (稲田) (三橋) (佐藤)

企画庁調査官小金義照ヨリ私立中央大学講師受諾方ニ付別紙ノ通願出候処右ハ執務上支障無之モノト被認ニ付左ノ通指令相成然ルヘシ

指 令 案

企画庁調査官 小金義照

私立中央大学講師受諾ノ件許可ス

(注記2)

許 可 願

小官儀

今般私立中央大学ヨリ講師トシテ毎週木曜日午後七時ヨリ同十時迄三時間工業政策ニ関シ講義担当方交渉相受候処御差支無之候ハシ受諾致度ト存候ニ付御許可相成度此段奉願候也

昭和十二年五月

企画庁調査官 小金義照 (印)

内閣総理大臣 林 銑十郎殿

企画庁人第二四号

昭和十二年五月二十一日

企画庁次長 井野碩哉 (印)

内閣書記官長 大橋八郎殿

判印
当庁調査官小金義照ヨリ別途中央大学講師受諾許可願内閣総理大臣宛提出ノ処当庁ニ於テハ別段支障無之候条御許可相成様御取計相煩度

(注記1)

「佐藤」 (印)

(注記2)

「朱書」 (印) (簿冊内件名番号)

昭和十二年 公文雑纂 内閣四 (簿冊内) 卷四 2A, 14, 2251 (判任官以下)